

暮らしを支える税

11月11日(日)から17日(土)までは「税を考える週間」です。

税金には、国税・県税・市税があり、多くの公共サービスは、税金に支えられています。

例えば、防衛・警察や消防、社会保険、福祉、子どもの教育や老人介護などのサービスにより、健康的で安全な生活が保障され、道路建設、上下水道、防災環境の整備といった公共事業により、快適な暮らしを営むことができます。

ここでは、市の重要な財源である市税などについて紹介します。



る経過措置が廃止され、全額課税となります。

② 現行の損害保険料控除が廃止され、新たに、「地震保険料控除」が創設されました。

③ 住宅借入等特別税額控除が創設されました。

平成11年から平成18年末までに入居している方で、税源移譲などに伴い平成19年分以降の所得税が減少するため、同控除が所得税で控除しきれない場合は、申請することにより、平成20年度以降の住民税から控除することができます(平成28年度まで)。

社会保険の資格が無くなり、国民健康保険に加入するとき、または社会保険に加入し、国民健康保険を脱退するときは、14日以内に本庁2階市民課または各支所市民福祉課へ届け出てください。

また、国民健康保険税は、届け出の日からではなく、社会保険の資格がなくなった日や、転入日から課税されます。届け出が遅れると、国民健康保険税をまとめて納めなければならない場合があります。

■ **固定資産税**
毎年1月1日現在で、土地・家屋・償却資産を所有する方が、その資産価値にに応じ、資産の所在する市町村に納める税です。

■ **各種届け出のお願い**
次のようなときは、必ず届け出または申告してください。
■ 建物を新築したときまたは取り壊したとき
■ 増築や一部滅失など建物の床面積が変わったとき
■ 災害で建物や土地に被害を受けたとき
■ 土地の利用状況を変更したとき
■ 所有者が死亡したとき
■ 市外の所有者が転居したとき

国民健康保険税

あなたの共済制度

国民健康保険事業は、みんなが国民健康保険税を負担し、病気やけがなどの治療費に備える相互扶助の制度です。国民健康保険税は、国民健康保険事業の大事な運用資金となっています。わたしたちは、社会保険や国民健康保険のいずれかの医療保険に加入しなければなりません。加入していない方は、必ず国民健康保険への加入手続きを行ないましょう。

保険の加入・脱退は

早めに手続きを!

農業所得の収支計算

受けられます。
水稲を含む農業所得の計算は、収入金額から必要経費を差し引く「収支計算」で申告を行います。

出荷伝票や納品書の控えなど収入金額が分かる書類と、請求書や領収書など必要経費が分かる書類を保存し、それらをノートなどに記帳・集計して、所得が分かるようにしてください。

平成20年度以降の

主な改正点

① 平成20年度より、平成17年1月1日現在において65歳に達していた方の段階的に減額す

市民税

毎年1月1日現在で本市に住所を有する方に課税されます。市民税が課税される方や、国民健康保険に加入している方は、法律により所得などの申告が義務付けられています(ただし、給与所得のみで会社などから給与支払報告書が提出される方を除きます)。

市では、提出された申告書や給与支払報告書に基づき、市民税や国民健康保険税を計算します。申告書を提出しない場合、各種の所得控除や国民健康保

険税の軽減措置が受けられない

ことがあるほか、児童手当の認定や保育所の保育料算定、住宅ローンの融資などに必要な所得証明書も受けられなくなります。

このように、これらの手続きのため、所得証明書の必要な方は、市民税が課税されない方も、毎年必ず、所得の申告をする必要があります。

* 障害がある方については身体障害者手帳など、障害の程度を証明できる書類が、介護認定を受けている心身に障害がある方は、障害者控除対象認定書(本庁2階高齢・障害福祉課で発行)でも障害者控除が